

主な介護サービス及び介護予防サービス料金表

小規模多機能型居宅介護利用料金（1月あたり）

小規模多機能型居宅介護

介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	10,458 単位	15,370 単位	22,359 単位	24,677 単位	27,209 単位
利用者負担	11,034 円	16,216 円	23,589 円	26,035 円	28,706 円

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護度	要支援 1	要支援 2
単位数	3,450 単位	6,972 単位
利用者負担	3,640 円	7,356 円

※上記の料金に、個別に各種加算金額が加わります。以下代表的な加算例です。
施設の体制等により、かかる加算は変更します。

初期加算	30 単位 32 円/日	登録日を含め 30 日以内
サービス提供体制 強化加算 I	750 単位 792 円/月	小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師は除く）の総数の内、介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合に算定
訪問体制強化加算	1,000 単位 1,055 円/月	訪問を担当する従業者を 2 名配置し、月の延べ訪問回数が 200 回以上で算定
総合マネジメント体制 強化加算	1,200 単位 1,266 円/月	個別計画において、利用者の変化を踏まえ介護・看護職員等の多職種協働により随時適切に見直されていること。地域における活動への参加の機会が確保されていること
介護職員等処遇改善 加算 I		居宅（予防）サービス計画書において算定される所定単位数の 14.9%の 1 割を負担（2 割負担の場合は所定単位数の 14.9%の 2 割、3 割負担の場合は所定単位数の 14.9%の 3 割）

※利用料金は一定の条件のもと、1 割負担で算定したものです。一定の所得のある方は 2 割負担もしくは 3 割負担となりますので、その場合には利用料は約 2 倍もしくは約 3 倍となります。目安としてお考えください。

小規模多機能型居宅介護その他のサービス利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

食事に関する費用	朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 600 円 おやつ 100 円
おむつ代	実費（基本は家から普段使っている物をお持ちいただきます。）
宿泊費	1 泊 2500 円
クラブ活動等	利用者の希望により、参加される教養娯楽とクラブ活動等の実費

認知症対応型共同生活介護

※小規模多機能型居宅介護サービスの料金は裏面となります。

(グループホーム) 利用料金

(1日あたり)

介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	761 単位	765 単位	801 単位	824 単位	841 単位	859 単位
利用者負担 1 割	796 円	800 円	837 円	861 円	879 円	898 円

※上記の料金に、個別に各種加算金額が加わります。以下代表的な加算例です。

施設の体制等により、かかる加算は変更します。

初期加算	30 単位 32 円/日	入居開始から 30 日以内。一定期間以上医療機関に入院した後、退院して再入居する場合も算定
サービス提供体制強化加算 I	22 単位 23 円/日	グループホーム介護従業者の内、介護福祉士の占める割合が 70%以上である場合に算定
医療連携体制加算 (I) ハ	37 単位 39 円/日	当事業所の職員や訪問看護ステーション等との連携により看護師を 1 名以上配置し、24 時間の連絡体制を確保し、利用者又は家族から重度化した場合の同意を得ていること
介護職員等処遇改善加算 I		基本単位及び加算単位数の総数の 18.6%のうち 1 割を負担。(2 割負担の場合は所定単位数の 18.6%の 2 割、3 割負担の場合は所定単位数の 18.6%の 3 割)

※利用料金は一定の条件のもと、1 割負担で算定したものです。一定の所得のある方は 2 割負担もしくは 3 割負担となりますので、その場合には利用料は約 2 倍もしくは約 3 倍となります。目安としてお考えください。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) その他の利用料金

以下の金額は利用料金の全額が利用者の負担になります。

保証金	入居時に 200,000 円	退居時、原状回復費及び利用料にかかる債務等がある場合は、清算を優先し、残金を返金いたします
家賃	月額 70,000 円	
管理費	月額 15,000 円	設備保守料、建物管理費、産廃処分代、衛生物品代等です
水光熱費	月額 15,000 円	居室及び共用部分の水道代、電気代、ガス代です
食費・おやつ代	朝食 300 円 昼食 600 円 夕食 600 円 おやつ 100 円	
行事費等	内容により参加費や材料費等の実費相当が必要な場合はその額を負担していただきます	
その他の諸費用	サービスの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供にかかる費用であって、その利用者に負担していただくことが適当と認められる費用 (おむつ代、理美容代など)	

※月途中の入居・退居時の家賃、管理費、水光熱費については、日割り計算とします。

入院・外泊期間中の家賃、管理費については、入居期間と同様に同額を負担していただきます。水光熱費は入院・外泊期間を除く日割り計算、食費等の清算については、喫食された日のみの負担になります。